

海外派遣対象者選考規則改正

現行	改正案
第1条 (趣旨)	
<p>この規則は、<u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構</u>（以下、「<u>機構</u>」という。）が、<u>平成24年度文部科学省委託事業「スポーツ仲裁活動推進事業」</u>への申請を行うに当たり、この事業を受託する場合に備え、海外のスポーツ仲裁・調停機関、スポーツ法を扱う法律事務所その他類似の機関（以下、「<u>海外研修先</u>」という。）に派遣するスポーツ法に造詣のある前途有望な者（以下、「<u>海外派遣対象者</u>」という。）を選考するために必要な事項を定める</p>	<p>この規則は、<u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u>（以下「<u>当機構</u>」という。）が、文部科学省委託事業「<u>スポーツ仲裁活動推進事業</u>」への申請を行うに当たり、この事業を受託する場合に備え、海外のスポーツ仲裁・調停機関、スポーツ法を扱う法律事務所その他類似の機関（以下「<u>海外研修先</u>」という。）に派遣するスポーツ法に造詣のある前途有望な者（以下「<u>海外派遣対象者</u>」という。）を選考するために必要な事項を定める</p>
第3条 (委員会の設置及び委員の選任)	
<p>1 代表理事は、<u>海外派遣対象者選考委員会</u>（以下、「<u>委員会</u>」という。）を設置する。 2～3 省略</p>	<p>1 代表理事は、<u>海外派遣対象者選考委員会</u>（以下、「<u>委員会</u>」という。）を設置する。 2～3 省略</p>
第4条 (委員会による選考及びその結果の通知等)	
<p>1 省略 2 委員会は、面接を行い、海外派遣候補者の選考決定を行う。複数の海外派遣候補者を選考する場合には、優先して派遣すべき順に順位（以下、「<u>第一次合格順位</u>」という。）を付け、これを決定に含めなければならない。 3～5 省略</p>	<p>1 省略 2 委員会は、面接を行い、海外派遣候補者の選考決定を行う。複数の海外派遣候補者を選考する場合には、優先して派遣すべき順に順位（以下、「<u>第一次合格順位</u>」という。）を付け、これを決定に含めなければならない。 3～5 省略</p>
第6条 (委員会の任務の終了と報酬)	
<p>1 省略 2 委員には、<u>1万円</u>に加え、第4条第2項に定める面接への参加回数ごとに<u>1万円</u>の謝金を支払う。</p>	<p>1 省略 2 委員には、<u>10,000円</u> <u>(税別)</u>に加え、第4条第2項に定める面接への参加回数ごとに<u>10,000円</u> <u>(税別)</u>の謝金を支払う。</p>

3 省略	3 省略
制定年月日	
2011年3月8日 代表理事・執行理事の協議により制定 2012年3月13日 代表理事・執行理事の協議により制定	2011年3月8日 代表理事・執行理事の協議により制定 2012年3月13日 代表理事・執行理事の協議により制定 <u>2014年3月7日</u> <u>理事会にて改正</u>